

第5期嬉野市農業委員会  
第31回定例総会議事録

令和3年2月2日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会 第31回定例総会議決一覧

| 議案番号  | 整理番号   | 件名                    | 議決日    | 議決結果 |
|-------|--------|-----------------------|--------|------|
| 報告第1号 |        | 農地等形状変更届出について         |        |      |
|       | 1      | 久間天神籠 外1筆 田の嵩上げ       | R3.2.2 | 了 承  |
| 議案第1号 |        | 農用地利用集積計画の解約について      |        |      |
|       | 1      | 大草野南田 賃借権             | R3.2.2 | 承 認  |
|       | 2      | 久間明神籠 外3筆 使用貸借権       | R3.2.2 | 承 認  |
|       | 3      | 谷所上北山 外1筆 使用貸借権       | R3.2.2 | 承 認  |
|       | 4      | 下宿二本栗 使用貸借権           | R3.2.2 | 承 認  |
|       | 5      | 久間一本松 使用貸借権           | R3.2.2 | 承 認  |
|       | 6      | 久間一本松 使用貸借権           | R3.2.2 | 承 認  |
| 議案第2号 |        | 農用地利用集積計画の決定について      |        |      |
|       |        | 利用権設定                 |        |      |
|       | 塩 1~21 | 五町田流海 外36筆 使用貸借権・賃借権  | R3.2.2 | 承 認  |
|       | 嬉 1~15 | 下野二本松 外38筆 使用貸借権・賃借権  | R3.2.2 | 承 認  |
|       |        | 所有権の移転                |        |      |
|       | 1      | 馬場下三本松 外9筆 あっせん       | R3.2.2 | 承 認  |
| 議案第3号 |        | 農地法第3条の規定による申請の許可について |        |      |
|       | 1      | 大草野南田 売買              | R3.2.2 | 許 可  |
|       | 2      | 谷所下北山 贈与              | R3.2.2 | 許 可  |
|       | 3      | 馬場下三本松 売買             | R3.2.2 | 許 可  |
| 議案第4号 |        | 農地法第4条の規定による申請の承認について |        |      |
|       | 1      | 下野一本杉三 駐車場            | R3.2.2 | 承 認  |
| 議案第5号 |        | 農地法第5条の規定による申請の承認について |        |      |
|       | 1      | 久間堤ノ上 一般住宅            | R3.2.2 | 承 認  |
|       | 2      | 久間後山 外1筆 建売分譲住宅       | R3.2.2 | 承 認  |

|       |   |                                   |        |    |
|-------|---|-----------------------------------|--------|----|
|       | 3 | 馬場下宮ノ上 駐車場                        | R3.2.2 | 承認 |
|       | 4 | 五町田千堂 一般住宅                        | R3.2.2 | 承認 |
|       | 5 | 谷所上北山 植林                          | R3.2.2 | 承認 |
|       | 6 | 岩屋川内三丁 太陽光発電設備設置                  | R3.2.2 | 承認 |
|       | 7 | 岩屋川内三丁 太陽光発電設備設置                  | R3.2.2 | 承認 |
| 議案第6号 |   | 非農地証明願について                        |        |    |
|       | 1 | 久間古子 外6筆 工場敷地・資材置場・<br>駐車場・福利厚生施設 | R3.2.2 | 承認 |

第5期嬉野市農業委員会第31回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 3年 2月 2日
- 2 招集場所 嬉野市役所塩田庁舎 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 2月2日 午後1時40分 議長 川内 利光  
及び宣告 閉会 2月2日 午後2時40分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開  
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員  
(農業委員)

| 議席番号 | 氏名    | 出欠 | 備考     | 議席番号 | 氏名    | 出欠 | 備考   |
|------|-------|----|--------|------|-------|----|------|
| 会長   | 川内 利光 | 出  | 議長     | 7    | 原田 謙次 | 出  | 憲章朗読 |
| 1    | 池田 博幸 | 欠  |        | 8    | 峰 正己  | 出  |      |
| 2    | 馬場みどり | 出  |        | 9    | 中島文二郎 | 出  |      |
| 3    | 森 和義  | 出  | 事前審査班長 | 10   | 杉崎 順憲 | 出  |      |
| 4    | 西田 昭義 | 出  | 議事録署名  | 11   | 山口 安則 | 出  |      |
| 5    | 植松 和幸 | 出  | 議事録署名  | 12   | 生田 健児 | 出  |      |
| 6    | 山口智佐代 | 出  |        |      |       |    |      |

(職員等)

|         |       |     |       |
|---------|-------|-----|-------|
| 事務局長    | 馬場 敏和 | 主 事 | 永田 良子 |
| 農業政策課主任 | 納富 作男 |     |       |





所在地は、大字大草野 <sup>みなみだ</sup> 南田 ○○○番 地目は田、  
面積は、644㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。  
期間は平成29年12月1日から令和4年11月30日までで、  
解約理由は、農地法第3条により所有権移転をするため ということです。  
農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。  
以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号1番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

貸付人は 南志田の ○○○○ 様、

借受人は 農事組合法人 ○○○○ 代表 ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 明神籠 ○○○番○ 外3筆 地目はすべて田、

面積の合計は、5,371㎡、利用権区分は使用賃借権で、目的は米です。

期間は平成28年12月1日から令和8年11月30日までで、

解約理由は、借受人を変えて再契約をするため ということです。

合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号2番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。

貸付人は 山口の ○○○○ 様、

借受人は 同じく山口の ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 上北山 ○○○番 外1筆 地目はすべて畑、

面積の合計は、2,249㎡、利用権区分は使用賃借権で、目的は果樹です。

期間は平成25年6月2日から令和15年6月1日までで、

解約理由は、農地法第3条により所有権移転、第5条により転用申請をするため ということです。

合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号3番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号4番です。

貸付人は 下宿の ○○○○ 様、

借受人は 同じく下宿の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 二本栗 ○○○番○ 地目は田、

面積は、194㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は野菜です。

期間は平成31年4月1日から令和11年3月31日までで、

解約理由は、借受人の体調不良 ということです。

合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号4番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号5番です。

貸付人は 冬野の ○○○○ 様、

借受人は 同じく冬野の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 一本松 ○○○番 地目は田、

面積は、532㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。

期間は平成29年12月1日から令和4年11月30日までで、

解約理由は、借受人の体調不良 ということです。

合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。



計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、塩田町の分整理番号1番から21番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から21番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田町の分整理番号1番から21番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、別添の表4ページから5ページ、利用権設定について嬉野町の分です。お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から15番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から15番までについて農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

先般郵送にてお送りした後、数字が1㎡間違っておりましたので、差し替えをさせていただきます。もうしわけございません。

別添の表4ページから5ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から15番についてです。

貸し手人は 下野の ○○○○ 様 外13名様、

借り手人は 上岩屋の ○○○○ 様 外8名様です。

所在地は、大字下野 二本松 ○○○番○ 外38筆、

地目は田と畑、面積は田の合計が29,046㎡、

畑が合計で8,704㎡、田畑合計で37,750㎡です。

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は3年から10年で、再設定及び新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、嬉野町の分整理番号1番から15番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から15番までについては、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]



議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号1番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番、贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 山口の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく山口の ○○○○ 様、

所在地は 大字谷所 下北山 ○○○番○、地目は畑、面積は65㎡です。

譲渡理由は自作地無償、譲受理由は経営規模の拡大のためです。

図面は9ページから10ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

整理番号2番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 佐賀市の ○○○○ 様、

譲受人は 町分の ○○○○ 様、

所在地は、大字馬場下 三本松 ○○○番○、地目は田、面積は173㎡。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大です。

売買価格は、反当たり173,410円、全体で30,000円です。

図面は11ページから12ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

整理番号3番については、原案のとおり許可することに決定しました。



事務局

議案書16ページ、整理番号1番です。

譲渡人は 冬野の ○○○○ 様、

譲受人は のぞえの ○○○○ 様、

所在地は、大字久間 堤ノ上 ○○○番○、地目は畑、

面積は170㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は一般住宅です。

事由は、申請地は休耕地で、今後も畑としての利用もなく、住宅用地としての需要があるため、一般住宅用地 として転用したいということです。

東は宅地、 西は畑（雑種地）、南は山林・宅地、北は道路 です。

売買価格は、反当たり4,069,653円、全体で691,841円です。

図面は18ページと19ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

原田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

山を切り開いて、新興住宅地となっているところです。図面の斜線が農地であり、白部分は山林となっております。排水路についても整備されておりますので周辺に迷惑はかから無いと思いますのでよろしいかと思ます。

議長

森委員、班長としての報告をお願いします。

班長

説明があったとおりでございますけど、周囲が新興団地で一角に今度申請があったところです。ただ問題が、段差がありいかに平地なすか、整地するかが大変であり排水路関係を考慮し、整地をするということですので問題ないと思ます。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

譲渡人は 熊本市の ○○○○ 様、 外1名様

譲受人は 北下久間の 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○

様です。

所在地は、大字久間 後山 ○○○番、外1筆 地目は田、

田の面積の合計は、2,307㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は建売分譲住宅です。

事由は、申請地は平地で日当たりもよく居住地に適している。近くにある工業団地勤務の人々が職場付近で居住地を探している現状もあることから、申請地を建売分譲用地として転用したい ということです。

東は道路、西は田、南は水路、北は道路です。  
売買価格は、反当たり966,190円、全体で2,229,000円です。  
図面は20ページと21ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長  
地域担当

中島委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。  
申請地はここ数年休耕地であり荒れていたところですが、道の反対側は、去年住宅ができて、住宅の供給があるとのことで、ここを道なりに埋め立てて分譲住宅を作るということで、地域の活性化にもなるかと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長  
班 長

森委員、班長としての報告をお願いします。  
〇〇〇〇の作業場の隣接地であり、田は説明があったように湿田であり、農地で利用するより、宅地として利用価値が上がると思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長  
議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。  
無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。  
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。  
.....

議 長  
事 務 局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。  
整理番号3番です。

譲渡人は 福岡県糟屋郡かすやぐんの 〇〇〇〇 様、

譲受人は 宮ノ元の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字馬場下 宮ノ上 〇〇〇番、地目は宅地（現況一畑）、  
面積は122㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は駐車場です。

事由は、現在ドライブイン経営をされており、来客数により駐車場が不足しているため、自家用車2台分の駐車場用地として転用したい ということです。

東は宅地、西は里道、南は畑、北は畑です。

売買価格は、反当たり8,196,721円、  
全体で1,000,000円です。

図面は22ページと23ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長  
地域担当  
地区担当

森委員、地域担当委員、班長としての説明、報告をお願いします。  
地区担当がいらっしゃいますので説明して頂きます。  
〇〇さん、福岡県在住ですが、実家には、おばあちゃんの一人暮らしで畑に野菜を作っておられました。亡くなられ、栗原さん、ドライブイン田園の駐車場

が不足しているとのことで、近くに駐車場を欲しいとのことです。審議をお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号4番です。

譲渡人は 鹿島市の ○○○○ 様、

譲受人は 福富の ○○○○ 様です。

所在地は、大字五町田 千堂 ○○○番○、地目は畑、面積は、231㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は、一般住宅です。

事由は、自宅新築のため宅地用地を探していたところ、申請地が条件に合い、適地であったため一般住宅用地として転用したい ということです。

東は雑種地、西は宅地、南は雑種地・畑、北は宅地 です。

売買価格は、反当たり17,575,757円、

全体で4,060,000円です。

図面は24ページと25ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

塩田地区の農地で反当たり17,575,757円は造成費が入っているのですか、ちょっと高いような感じがしますが。

事務局

そうだと思います。高いです。

議 長

馬場委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

JA 塩田支所付近の交差点から嬉野方面へ入ったところで、申請地の手前は、数年前駐車場として申請が出ております。畑が一部残すということですが、特に問題ないと思います。

議 長

森委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

もともと、○○さんの土地だったと思います。説明のとおりです。地元の宮崎さんがいらっしゃいますので、説明をして頂きます。

地区担当

○○さんの土地で、奥が去年だったか申請が出ており、手前の畑も70坪ありますが、今回転用を出されています。よろしくをお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

事 務 局

次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

議案書17ページ、整理番号5番です。

譲渡人は 山口の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく山口の ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 上北山 ○○○番、地目は畑、面積は、2, 184 m<sup>2</sup>です。農地区分は第2種農地、用途目的は、植林です。

事由は、申請地は現在休耕地であり、畑として耕作が難しく、隣接所有地の山林と共に管理するため植林として転用したい ということです。

東は畑・山林、西・南は山林、北は里道・山林 です。

親戚関係であり、贈与です。平成18年に杉500本がすでに植林されており、始末書が添付されています。

図面は26ページと27ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

地 域 担 当

地 区 担 当

馬場委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地元の委員さんがいらっしゃいますので説明をお願いします。

蒲原です。場所は、山口の公民館から山の方に、唐仙山へ上る道の途中ですが、昔はミカン畑であり、その後植林をされたらしく転用をしていなく、贈与で今回申請をされています。〇〇さんと〇〇さんはおじさん関係で贈与ということです。よろしくをお願いします。

議 長

班 長

森委員、班長としての報告をお願いします。

内容は説明があったとおりで、始末者付きの案件でございますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号5番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

事 務 局

次に、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

整理番号6番です。

譲渡人は 大野原の ○○○○ 様、

譲受人は 佐賀市の 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 さんじょう 三丁 ○○○番、地目は田、

面積は、871㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は、太陽光発電設備設置です。

事由は、申請地は何年も耕作されておらず遊休地化している農地である。今後耕作の見込みもないため太陽光発電設備として転用したい ということです。

東は田・水路、西は里道・田、南は田・水路、北は里道・田 です。

売買価格は、反当たり301,952円、全体で263,000円です。

図面は28ページと29ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長  
地域担当

杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

大野原の一番奥の方になりますけど、水路の下の方に田がありますが、太陽光設置では別に関係ありませんのでよろしいかと思えます。

議 長  
班 長

森委員、班長としての報告をお願いします。

この集落の割には農地がたくさんあります。耕作放棄地が点々とあり、そういうところでもあります。日当たりはよく、土地利用としては適当と思われれます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号6番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長  
事 務 局

次に、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

整理番号7番です。

譲渡人は 大野原の ○○○○ 様、

譲受人は 佐賀市の 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 <sup>さんじょう</sup> 三丁 ○○○番○、地目は田、

面積は、1,720㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は、太陽光発電設備設置です。

事由は、申請地は何年も耕作されておらず遊休地化している農地である。高齢で今後農地の管理も困難であることから、太陽光発電設備として転用したい ということです。

東・西は田、南は里道・田、北は里道 です。

売買価格は、反当たり290,698円、全体で500,000円です。

図面は30ページと31ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長  
地域担当

杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

先程の申請地の近くで、スクリーンを見てもらってもわかるように荒れていて、





たいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

委員      [「無し。」と呼ぶ者あり。]

**議 長**      それでは、会議を閉じます。

第5期嬉野市農業委員会第31回定例総会を閉会します。

( 午後 2 時 40 分 閉会 )